

計量証明事業登録の手引き

1. 登録等の事務手続き

< 共通事項 >

- 届出等の様式については↓こちら（県ホームページ）をお使いください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/48635482614.html>
- 下線がある書類については、事業者控えとして副本に県の受領印を押印してお返しします。
- 郵送で手続きする場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 必要に応じて現地調査を行います。

(1) 登録の申請

登録対象事業：一般計量証明事業、環境計量証明事業

事業の区分・特定計量器その他の器具、機械又は装置・数量：【参考資料】のとおり

< 登録の基準 >

- 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 計量士が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること）を行うものであること。
- 環境計量証明事業のうち特定濃度については、特定計量証明認定機関の認定を受けていること。

※特定濃度の登録申請についてはお問い合わせください。（以下、特定濃度以外について説明。）

必要書類	1 計量証明事業登録申請書（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 事業所及び事業所付近の見取図（1 通）
	4 計量士登録証（又は主任計量者試験合格証）の写し（1 通）
	5 はかりの検定済証の写し（1 通）
手数料	53,800 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

(2) 事業規定の届出

必要書類	1 事業規程届出書（正副 2 通）
	2 事業規程（1 部）
手数料	なし

(3) 変更届

①氏名又は名称、住所の変更

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 登録証（原本）
手数料	1, 750 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

②代表者の変更

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
手数料	なし

③事業所の所在地の変更

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登録証（原本）
	3 事業所及び事業所付近の見取図（1 通）
手数料	1, 750 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

④計量士（又は主任計量者）の変更

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 計量士登録証（又は主任計量者試験合格証）の写し（1 通）
手数料	なし

⑤計量証明用設備の変更

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 変更したことがわかる設備の一覧表（1 通）
	3 検定済証等の写し（必要な場合のみ）（1 通）
手数料	なし

⑥事業譲渡による氏名または名称の変更

※登録に係る事業の全部を譲り受けたことにより計量証明事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 登録証（原本）
	4 事業譲渡証明書（1 通）
手数料	1, 750 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

⑦事業合併による名称の変更

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 登録証（原本）
手数料	1, 7 5 0 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

⑧相続による氏名または名称の変更

※相続により修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 登録証（原本）
	4 事業承継同意証明書（個人の場合は相続証明書）（1 通）
手数料	1, 7 5 0 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

⑨事業継承による氏名又は名称の変更

※分割により修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 登録申請書記載事項変更届（正副 2 通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1 通）
	3 事業承継証明書（1 通）
手数料	なし

⑩事業規程の変更

必要書類	1 事業規程変更届（正副 2 通）
	2 事業規程（1 部）
手数料	なし

※ 登録申請書記載事項変更届による変更内容が事業規程の内容に影響するときは、
事業規程変更届も提出してください。

（4）登録証の再交付

必要書類	1 計量証明事業登録証再交付申請書（正副 2 通）
	2 登録証（原本） ※ 紛失した場合は計量証明事業登録証紛失届出書（1 通）
手数料	1, 7 5 0 円 ※ 事業の区分ごとに必要。

（5）事業の登録に係る証明願

必要書類	1 計量証明事業に係る証明願（正副 2 通）
手数料	4 0 0 円×必要枚数

(6) 廃止届

必要書類	1 事業廃止届 (正副 2 通)
	2 登録証 (原本) ※ 紛失した場合は計量証明事業登録証紛失届出書 (1 通)
	3 計量証明事業者報告書 (1 通) ※ 廃止年度の廃止日までの実績
手数料	なし

2. 遵守事項

(1) 計量士等の配置

事業の区分に応じた計量士を 1 名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施できる立場に置くことが必要です。

- 計量器の整備
- 計量の正確の保持
- 計量方法の改善
- 適正な計量の実施を確保するための必要な措置

<計量士等の配置>

	事業の区分	計量士
一般計量証明事業	長さ	一般計量士
	質量	
	面積	
	体積	
	熱量	
環境計量証明事業	濃度	環境計量士 (濃度関係)
	音圧レベル	環境計量士 (騒音・振動関係)
	振動加速度レベル	

※ 一般計量証明事業については、一般計量士を配置する代わりに「計量証明に必要な知識経験を有する者」として主任計量者を配置することができます。
(主任計量者の資格取得については、お問い合わせください。)

(2) 事業規程の作成

事業規程に記載すべき事項は次のとおりです。

- 計量証明の対象となる分野に関する事項
- 計量証明を実施する組織に関する事項
- 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- 計量証明書の発行に関する事項 (計量証明書に計量法第百十条の二第一項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。)

- 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- 上記のほか計量証明の事業に関し必要な事項

※ 事業規程の作成例については、【参考資料】のとおり。

(3) 計量証明書の発行

計量証明書に記載すべき事項は次のとおりです。

- 計量証明書である旨の表記
- 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- 計量の対象
- 計量の方法（一般計量証明事業については、計量に使用した計量器）
- 計量証明の結果
- 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

(4) 検定・計量証明検査

計量証明検査用設備のうち特定計量器については、必要な周期で検定及び計量証明検査を受ける必要があります。

※ 特定計量器の検定有効期間及び計量証明検査を受けるべき期間については、
【参考資料】のとおり。

(5) 年度報告

計量証明事業の前年度実績を毎年 4 月末日までに報告してください。

必要書類	1 計量証明事業者報告書（1 通）
------	-------------------

【参考資料】事業の区分・特定計量器その他の器具、機械又は装置・数量

【参考資料】特定計量器の検定有効期間

【参考資料】計量証明検査を受けるべき期間

【参考資料】計量証明事業規程（作成例）

【問い合わせ先】

山梨県計量検定所

〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬 785

TEL : 055 (261) 9130 FAX : 055 (261) 9132